

11月24日 記者会見まで

非 公 開

令和3年11月2日 部長会議
地域・市民生活部 人権・男女共同参画課
こども未来部 子育て支援課

1

第五次長野市男女共同参画基本計画（案）に対する 市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について

1 計画策定の趣旨

平成15（2003）年4月に制定した「長野市男女共同参画推進条例」に基づき、「長野市男女共同参画基本計画」を第四次まで策定を重ね、男女共同参画社会の実現に向け様々な施策を推進してまいりました。

しかし、社会において女性の力が十分に発揮されているとは言い難く、男女共同参画社会の実現に向けて、女性活躍をより一層推進するとともに、様々な課題に対して効果的な施策を展開していくため、取組の方向性を示すことを目的とし、「第五次長野市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の基本理念

2

「長野市男女共同参画推進条例」に規定している5つの事項を基本理念とします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際社会の動向への配慮

3 計画の位置付け

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「長野市男女共同参画推進条例」第11条に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する基本計画です。
- 「第五次長野市総合計画」の個別計画として策定します。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市町村推進計画を包含します。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく市町村基本計画を包含します。

4 計画期間

3

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間

ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとしします。

5 計画の基本方針

第五次基本計画では、本市の現状、国や国際的な動向、社会経済情勢の変化などを踏まえ、本市の目指すべき姿（将来像）を示すとともに、計画期間内に集中的かつ重点的に取り組むための3つの基本目標を設定し、各基本目標に沿った主要課題及び個別施策を掲げて展開します。

【本市が目指すべき姿】

一人ひとりが多様な個性や能力を活かすことができる男女共同参画・女性活躍社会の実現

誰もが健やかで自分らしさを発揮しながら、人がつながり、互いに支え合う中で、いきいきと暮らすことができるまち「ながの」を目指し、男女の人権が尊重され、一人ひとりが多様な個性や能力を発揮できる「男女共同参画・女性活躍社会」の実現に取り組みます。

- 【基本目標】
- 1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり
 - 2 安心・安全に暮らせる社会づくり
 - 3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

6 計画体系

一人ひとりが多様な個性や能力を活かすことができる男女共同参画・女性活躍社会の実現

基本目標 1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり

主要課題 1 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 基本施策(1) 附属機関等委員への女性の参画の拡大
- 基本施策(2) 市役所における女性職員の職域拡大と管理職への登用
- 基本施策(3) 政治分野における女性の参画促進

主要課題 2 地域活動等における男女共同参画の推進

- 基本施策(4) 男女共同参画の視点を取り入れた地域力向上
- 基本施策(5) 地域における女性の参画の促進
- 基本施策(6) 地域防災・復興における女性の参画拡大
- 基本施策(7) 女性の社会活動への参画促進

主要課題 3 働く場等における女性活躍の推進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】

- 基本施策(8) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保
- 基本施策(9) 女性活躍の推進に向けた取組強化
- 基本施策(10) 働く場におけるハラスメントの防止
- 基本施策(11) 女性の就労支援
- 基本施策(12) 女性の起業支援
- 基本施策(13) 農業や自営業等における男女共同参画の推進
- 基本施策(14) 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進

主要課題 4 仕事と生活の調和の促進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】

- 基本施策(15) 職業生活と家庭生活との両立に向けた環境づくり
- 基本施策(16) 男女がともに働きやすい職場環境の整備促進
- 基本施策(17) 市役所における職業生活と家庭生活の両立の促進
- 基本施策(18) 子育てや介護等の支援の充実
- 基本施策(19) 男性の家庭生活や地域活動への参画の促進

関連するSDGs



基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり

主要課題 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV防止法に基づく市町村基本計画】

- 基本施策(20) 女性に対するあらゆる暴力根絶のための広報、啓発の推進
- 基本施策(21) DV被害者に対する相談体制の整備、充実
- 基本施策(22) DV被害者の保護体制及び自立支援の充実

主要課題 6 困難を抱える女性が安心して暮らせる支援と多様な性の尊重

- 基本施策(23) ひとり親家庭への支援
- 基本施策(24) 高齢者・障害者・外国籍市民への支援
- 基本施策(25) 性の多様性への理解の促進

主要課題 7 生涯を通じた女性の健康支援

- 基本施策(26) 女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての意識づくり
- 基本施策(27) 妊娠・出産期を中心とする健康の保持増進のための支援
- 基本施策(28) 更年期、高齢期の健康の保持増進のための支援

関連するSDGs



基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

主要課題 8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

- 基本施策(29) 男女共同参画、女性活躍推進のための意識啓発
- 基本施策(30) 男女共同参画センターにおける取組の推進
- 基本施策(31) 子どものころからの男女共同参画を推進する教育の充実
- 基本施策(32) 男女共同参画、女性活躍に関する調査・研究
- 基本施策(33) 国際社会の動向への理解の促進

関連するSDGs



7 今後のスケジュール(案)

実施日			内 容	
令和3年	11月	2日	部長会議 支所長会議	・ 第五次長野市男女共同参画基本計画(案)及びパブリックコメント実施について説明
	//	8日	政策説明会	・ //
	//	24日	記者会見	・ //

- 募集期間 令和3年11月24日(水)から12月20日(月)まで(必着)
- 計画(案)の周知・閲覧及び「意見用紙」配布窓口
 - ・ 広報ながの12月号、市ホームページ
 - ・ 市役所(人権・男女共同参画課、行政資料コーナー)、各支所
- 提出方法
 - ・ 持参の場合は、人権・男女共同参画課または、各支所の窓口へ
 - ・ 市ホームページ 「ながの電子申請サービス」で提出
 - ・ 郵送、ファクス、電子メールで、人権・男女共同参画課へ提出
- 意見の公表
 - ・ 提出いただいた意見等への個別の回答は行わない
 - ・ 意見等に対する検討結果を市ホームページで公表

【パブリックコメント】

令和4年	1月	27日	部長会議	・ 第五次基本計画(最終案)の決定
	//	//	長野市男女共同参画審議会(第4回)	・ 第五次基本計画(最終案)の報告
	2月	1日	政策説明会	・ //